

平成 21 年 4 月 28 日

リスクコミュニケーションによる一般医薬品のより安全な活用に向けて

國領二郎

1. 本検討会としての結論を出すにあたっては、一般医薬品の安全な活用に向けての対策の柱が服薬する患者本人に薬の危険性についての情報を十全に提供し、正しい知識と判断のもとで服薬することを促す、「リスクコミュニケーション」にあることの再確認を行うべきである。
2. (消費者自身による) 買い置き、(業者による) 配置、(本検討会の文脈では、通信販売の代替として推奨されさえしている) 代理購入などがありえる中で、どの販売方式をとっても、購入者とは異なる服薬者が、薬の危険性についての情報が十分伝達されないまま服薬したり、購入時の想定とは異なる体調下で服薬したりする恐れがある。すなわち、リスクコミュニケーションの考え方からすると、全ての販売方式において、危険性は残ることを認識するべきである。
3. この認識に基づき、いざれかの販売方式をとれば安全だと思い込むことなく、すべての販売方式をとる業者において、より充実したリスクコミュニケーションが行われるべく不断の努力が行われることこそが重要である。その実施を担保するために、すべての販売形態の業者について、販売プロセスの透明性の向上、販売記録の管理、外部監査体制の整備などを進めることができられる。本人あるいは代理人への服薬者年齢確認の義務化、個人認証の義務化などについても、知るべき人に、知らされるべき情報を到達することを担保するという文脈において検討の余地はある。ただし、購入者の個人認証まで必要かどうかはプライバシー保護の観点から慎重に考える必要がある。
4. 通信販売を行う業者についても、他の業態と等しく、上記 2.にあげた危険性が存在することは事実である。一方で、(1)電話やネットを介して在宅でコミュニケーションが行われることで、外出困難な事情を抱える患者本人とのコミュニケーションの可能性が高まる面がある、(2)長時間対応や、マルチメディア機能を活かしたさまざまな表現手段を使うことで、薬の危険性についてより多くの情報を、視覚障害者などを含めたより広い層の方に提供できる、などのメリットがあることも認められており、通信販売はリスクコミュニケーションの観点から優れた面も持つ方法であると評価できる。
5. 違法業者や脱法業者が通信販売によって、さまざまな薬を販売していることは事実であって、その対策を進めることは重要である。しかしながら、リスクコミュニケーションを行いながら合法的な販売をしようとしている業者を排除しても、違法業者や脱法業者を排除することにはつながらず、むしろそれらの違法・脱法業者にビジネスチャンスを与えることにつながることを認識すべきである。さらに、離島・へき地在住者や外出困難者の不便を解消しようと、「買い物代行」をやっている善意のグループもおり、彼らが電話やネットを通信手段として活用することを止めることはできない。このような形態も、リスクコミュニケーションの観点からは、必ずしも好ましいとは言えず、薬剤師等が正しい情報とともに直接服薬者に送付を行う、通信販売形態によってニーズにこたえることがむしろ望ましい。

以上